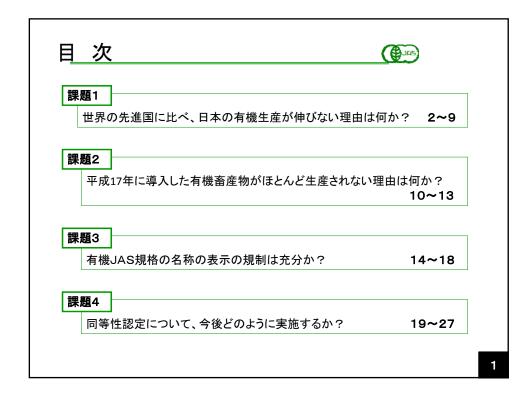
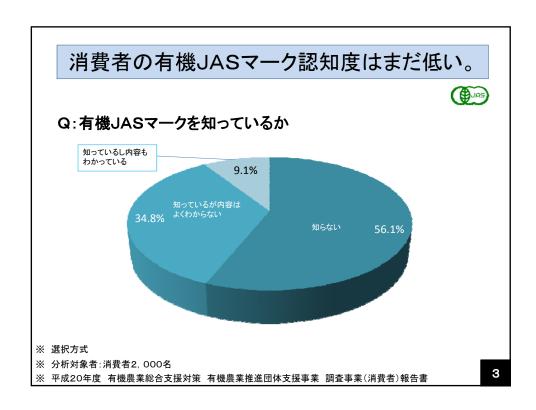
有機JAS制度における課題

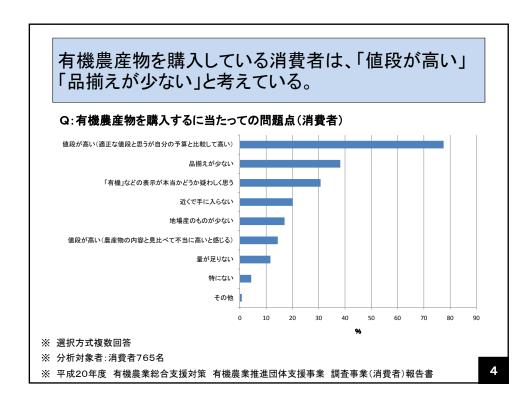


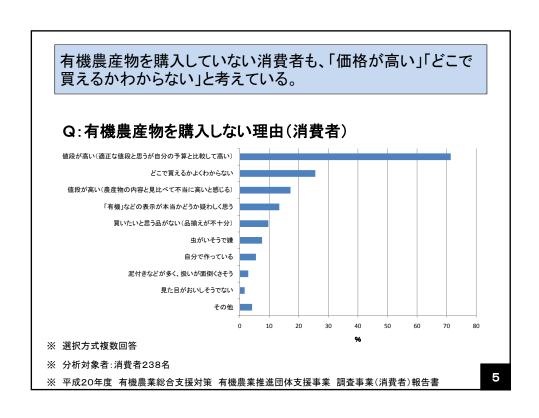
有機JAS制度における課題(1)

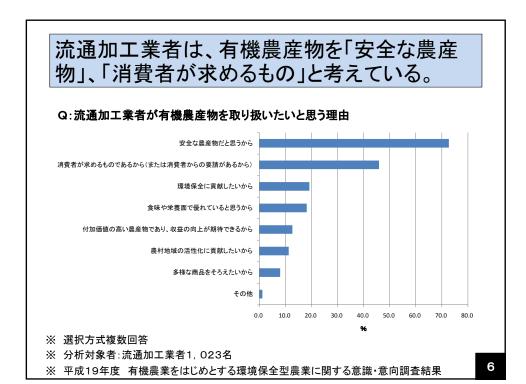
- 世界の先進国に比べ、日本の有 機生産が伸びない理由は何か?
- 以下のアンケート調査結果等に ついてどう考えるか。

g









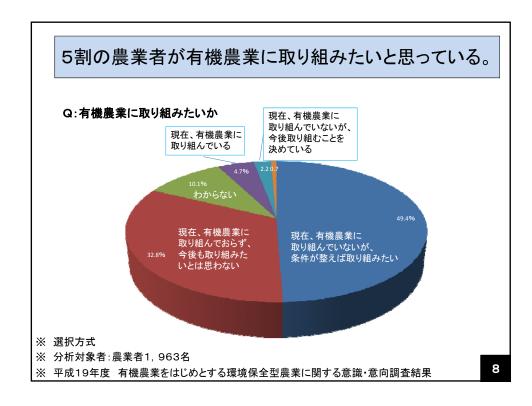
農業者は、有機農業を「環境にやさしい農業」、「安全な農産物を生産する農業」とイメージしているが、「リスクが高い農業」とも考えている。

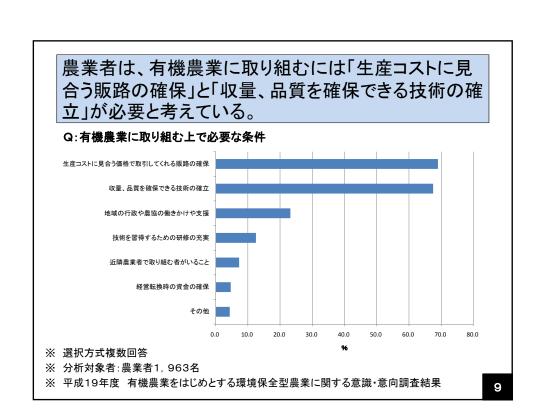
Q:有機農業に対して持つイメージ(農業者)

環境にやさしい。自然と共存する農業
安全な農産物を生産する農業
労働時間や生産コストの増加を伴う農業
栄養豊かでおいしい農産物を生産する農業
高度な技術を必要とする農業
高値な農産物を生産する農業
高価な農産物を生産する農業
高価な農産物を生産する農業
高価な農産物を生産する農業
高価な農産物を生産力を農業
有機物を大量に投入し、環境に負荷を与える農業
特になし
その他

2 選択方式複数回答

※ 分析対象者:農業者1,963名
※ 平成19年度 有機農業をはじめとする環境保全型農業に関する意識・意向調査結果





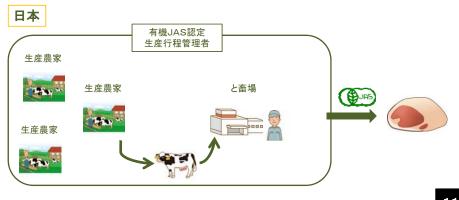
有機JAS制度における課題(2)

- 〇平成17年に導入した有機畜産物が、ほとん ど生産されない理由は何か?
- ○認定のシステムの改善や有機飼料の確保策 についてどう考えるか。

10

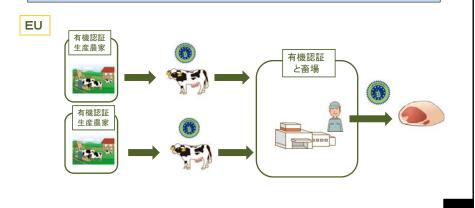
認定のシステムの改善(その1)

有機畜産物JAS規格では、食肉に格付を行うために、「家畜生産農家」及び「と畜場」を一体的に管理する「生産行程管理者」が認定を取得しなくてはならない。



認定のシステムの改善(その2)

EUの有機規格では、家畜の格付が可能なため、それぞれの段階で生産行程管理者の認定を取得することができる。



有機飼料の確保策

有機畜産物にJAS格付を行うためには、有機飼料又は有機畜産用自家生産飼料が必要であるが、JAS格付された有機飼料の入手は困難。

有機飼料JAS格付量(平成18~20年)

	平成18年	平成19年	平成20年
国内JAS格付 量(トン)	443	473	792
海外JAS格付 量(トン)	114	580	2, 188

(注) 外国で格付された有機飼料には、外国で消費されたもの、日本以外に輸出されたものも含まれる。



13

有機JAS制度における課題(3)

- 有機JAS規格の名称の表示の規制は充分か?
- 現在、有機JASマークが付されていなくて も、『有機』の名称を表示することができる畜 産物、畜産物を含む加工食品及び飼料につ いて、名称の表示の規制対象とすることをど う考えるか?

1 /

「有機〇〇」と表示するための現在のルール

- 〇有機農産物及び有機加工食品(農産物加工食品に限る。)については、
 - ・有機JASマークが付されたものでなければ、

「有機〇〇」と表示できない。

・違反者に対しては、 除去命令(罰則担保)





- 〇上記以外の有機畜産物、有機加工食品(畜産物及び農畜産物加工食品)及び 有機飼料では、
 - 有機JASマークがなくても、
 - ・有機JAS規格に定める生産方法と異なっていても、

「有機〇〇」と表示が可能。

(但し、慣行の生産方法と全く同じ場合、優良誤認に問われる可能性あり。)





JAS法における名称の表示の規制の考え方

いわゆる規制強化であり、以下のような状況が認められる場合のみに限定

- ① 有機の生産方法によらない製品に「有機」の表示が用いられている。
- ② ①を放置すれば、消費者の選択にとって大きな悪影響を生ずる。



平成13年当時、このような状況が確認できたのは、 有機農産物及び有機農産物加工食品のみ

16

「有機〇〇」表示を巡る不適正事案について

プレスリリース

平成 21 年 12 月 18 日 農 林 水 産 省

株式会社アスカコーポレーション及び株式会社ジュポンインターナショナルにおける健康食品等の不適正表示に対する措置について

農林水産省は、本日、株式会社アスカコーポレーション及び株式会社ジュポンイン ターナショナルに対し、JAS法に基づく有機農産物加工食品の名称の表示と紛らわ しい表示の除去又は抹消の命令を行うとともに、JAS法に基づく指示を行いました。

昨年12月、複数の種類の食品について不適正な有機表示が確認されたが、

- ・農産物加工食品については、除去命令を出せたが、
- ・農畜産物加工食品については、除去命令を出せなかった。

(これにより、農産物以外については、有機の生産方法によらなくても有機表示できることが明らかになった。)

国内に流通しているか、近々流通することが予想される名称の表示の規制対象となっていない有機食品

(例) 有機鶏卵、有機鶏肉、有機牛肉





(例) 有機牛乳、有機チーズ、 有機ソーセージ





(例) 有機クロワッサン、有機ビスケット、 有機ミルクチョコレート





18

有機JAS制度における課題(4)

- 今後、『同等性認定』による有機食品の輸出入が増えていくと考えられるが、『同等性認定』をめぐる以下の点について、どのように考えるか。
 - ・『同等性認定』の審査方法
 - → 文書審査に加え、現地確認も行うべきか。
 - ・『同等性認定』の判断方法
 - → 「違い」を、"誰が""どのように"許容するのか。
 - ・『同等性認定』のあり方
 - → 一方方向ではなく、相互に認めるべきか。

同等性の認定とは?(その1)

- ・ A国が、自国の有機農産物を『有機JAS』農産物とする には、以下の二つの方法がある。
 - A: 『A国の業者』が有機JAS規格の認定をとる方法
 - B:『A国』が有機JAS規格の『同等性認定』をとる方法
- → 今後、有機の『同等性認定』は増加していくと考えられる。

20

同等性の認定とは(その2)

- 「我が社の製品は、X社と同等品です。」というセールス文句を見かけるが、有機の同等とは、どのような意味なのか?
- ・『同等性の認定』とは、 自国の規格と異なる他国の規格を同等なものとして受け入れることとして、 WTOのTBT協定(貿易の技術的障害に関する協定)により、各国に求められているもの。
- しかし、文化も風習も異なる外国の制度を同等と 判断することは容易ではない。

同等性の認定とは(その3)

- また、有機については、国際規格として、
 - ー コーデックスのガイドライン、
 - ISO規格(ISO17011、ガイド65)

が定められている。

各国は、これらの国際規格を基礎として、有機規格を定めているので、有機については、同等性を認定しやすい環境にあると言える。



同等性認定の審査方法について

- 3345678788998999
 - 認証機関の業務がISOガイド65に基づいて実施されているか、また、その審査をする機関にISO17011が適用されているか、
 - 有機規格がJAS規格に整合しているか、整合していない場合、コーデックスのガイドラインに整合しているか、

を文書審査のみ。

O EUや米国は、実際に文書どおりに行われているかについて、現地確認。

23

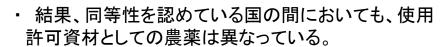
『同等性認定』の判断方法について

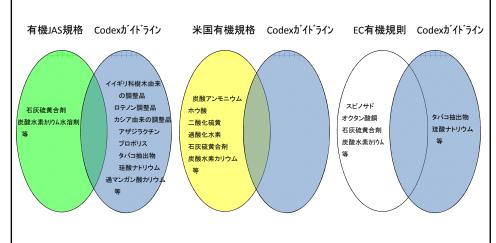
我が国は、外国の有機制度の同等性認定において、 例えば、使用許可資材については、

- ・ 表示・規格課の担当が、
- 以下の判断基準で判断。
 - ① JAS規格及びコーデックス・ガイドラインにおいて、 使用許可資材となっているか。
 - ② これら以外の資材については、コーデックス・ガイド ラインに該当するか。

(参考:第5章:資材を追加する際の要件及び各国による資材一覧の策定基準)

24





『同等性認定』のあり方 前述のとおり、各国は、 ISO規格(ISO17011、ISOガイド65)や ・ コーデックス・ガイドライン を基礎として、有機規格を定めていることから、相互 に同等性を認定できる環境が整っていると言える。 WTO/TBT協定 A国 B国 同等性認定 有機規格 有機規格 基礎 基礎 コーデックス規格 ISO規格

- 日本は、米国、EU諸国など20カ国の有機規格について、有機農産物及び有機加工食品(農産物に限る)のJAS規格との同等性を認定している。
- 他方、これらの国は、日本の有機JAS規格について、これらの国の有機規格との同等性を認定していない。



27